

鈴鹿市公告第 4 5 号

都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 名称

長太栄町二丁目 3 号公園

2 位置

鈴鹿市長太栄町二丁目 5 2 7 番

3 区域

鈴鹿市都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

4 供用開始の期日

公告の日